

官庁営繕の基準類について（災害関連）

	告示基準	技術基準	その他
立地	●国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準 （官庁施設の位置の選定について規定）	●官庁施設の総合耐震計画基準 （耐震性能に関し、官庁施設が満たすべき水準等を規定）	《災害関連なし》
整備	●国家機関の建築物等及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準 （官庁施設の構造について、地域性、機能性、経済性及び環境保全の観点から勘案すべき事項について規定）	●官庁施設の基本的性能基準 （庁舎の各種性能に関し、官庁施設が満たすべき水準等を規定） ●官庁施設の総合耐震計画基準 （耐震性能に関し、官庁施設が満たすべき水準等を規定） ●建築設計基準 ●建築構造設計基準 ●建築設備計画基準、同設計基準 （標準的な設計手法等を規定） ●営繕事業のプロジェクトマネジメント要領 （事業実施の標準的なプロセスを規定）	《災害関連なし》 ○建築物等の利用に関する説明書作成の手引き及び作成例 （使用・保全の説明書作成の手引） ○業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針 （BCPを作成する際の留意点等） ○官庁施設における帰宅困難者対応マニュアル作成の留意事項 （受け入れを想定した留意点等）
使用・保全	●国家機関の建築物等の保全に関する基準 （官庁施設の保全について、災害応急対策活動の拠点室等を支障がない状態に保全すること等を規定）	《災害関連なし》	○業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針 （BCPを作成する際の留意点等） ○官庁施設における帰宅困難者対応マニュアル作成の留意事項 （受け入れを想定した留意点等）

関連基準等への反映方針（案）

1. 庁舎の立地について

（視点） 1) 庁舎は、津波の届かない高台など被害を受けない位置が望ましい。

2) 立地の検討にあたっては、地域の都市計画等と整合を図りつつ、津波浸水その他の災害リスクや業務上の必要性等の諸条件を適切に勘案する必要がある。

現行基準

位置・規模・構造の基準（告示基準）

- ◆地形・地質、気象等の自然的条件からみて、災害の防止が図られていること
- ◆地震災害時において、災害応急対策を行うために必要な官庁施設は、ライフライン及び前面道路の機能に障害が生じない、又は早期にこれらの機能の復旧が可能なものであること

津波に対して勘案すべき事項が不明確

官庁施設の総合耐震計画基準

- ◆地震災害時においても、人命・財産の安全が十分に確保されるよう選定
- ◆災害応急対策活動に必要な官庁施設の位置は、
 - ・ライフライン及び前面道路の機能障害が発生せず、又は早期復旧が可能なよう選定
 - ・地方公共団体の施設等との連携の必要性を勘案して選定

津波に対する安全性が不明確

反映事項（案）

「位置に関する基準」として、津波災害に対しても、人命の安全性を確保し、必要な機能を発揮できる位置とすべきことを明確にする。

位置の選定において、勘案すべき地震災害に津波が含まれることを明確にする。

関連基準への反映方針（案）

2. 津波に対して庁舎が有すべき機能について（1）

（視点）

- 1) 比較的発生頻度の高い津波（レベル1）に対しては、津波収束後に入居官署の事務・事業の早期再開が可能であることを目標とする。
- 2) 最大クラスの津波（レベル2）に対しては、人命が失われないことを最優先とし、
①災害応急対策活動拠点としての機能、②一時避難機能、③特に重要な財産・情報の保護機能の確保を目標とする。

現行基準

位置・規模・構造の基準（告示基準）

◆地震、火事、暴風雨等による災害時に必要とされる機能を発揮

津波時に必要な機能が不明確

官庁施設の基本的性能基準

◆津波に対する防御は別途設定（対浸水）

未設定

官庁施設の総合耐震計画基準

◆地震災害及びその二次災害に対する安全性に関する基本的事項を定める

◆大地震動に対して官庁施設が持つべき耐震安全性の目標を定め、その確保を図る

津波に対する安全性が不明確

反映事項（案）

「構造に関する基準」として、津波災害に対しても、人命の安全性を確保し、必要な機能を発揮すべきことを明確にする。

津波に対する性能を対浸水に関する性能に含めて定める。（次頁）

- ・耐震安全性の確保に際し、津波についても勘案すべきことを明確にする。
- ・大津波に対する安全性確保として以下を追加。
①人命の安全性を確保すること
②防災拠点等については必要な機能を発揮すべきこと

関連基準への反映方針（案）

2. 津波に対して庁舎が有すべき機能について（2）

官庁施設の基本的性能基準：対浸水性の規定案（概要）

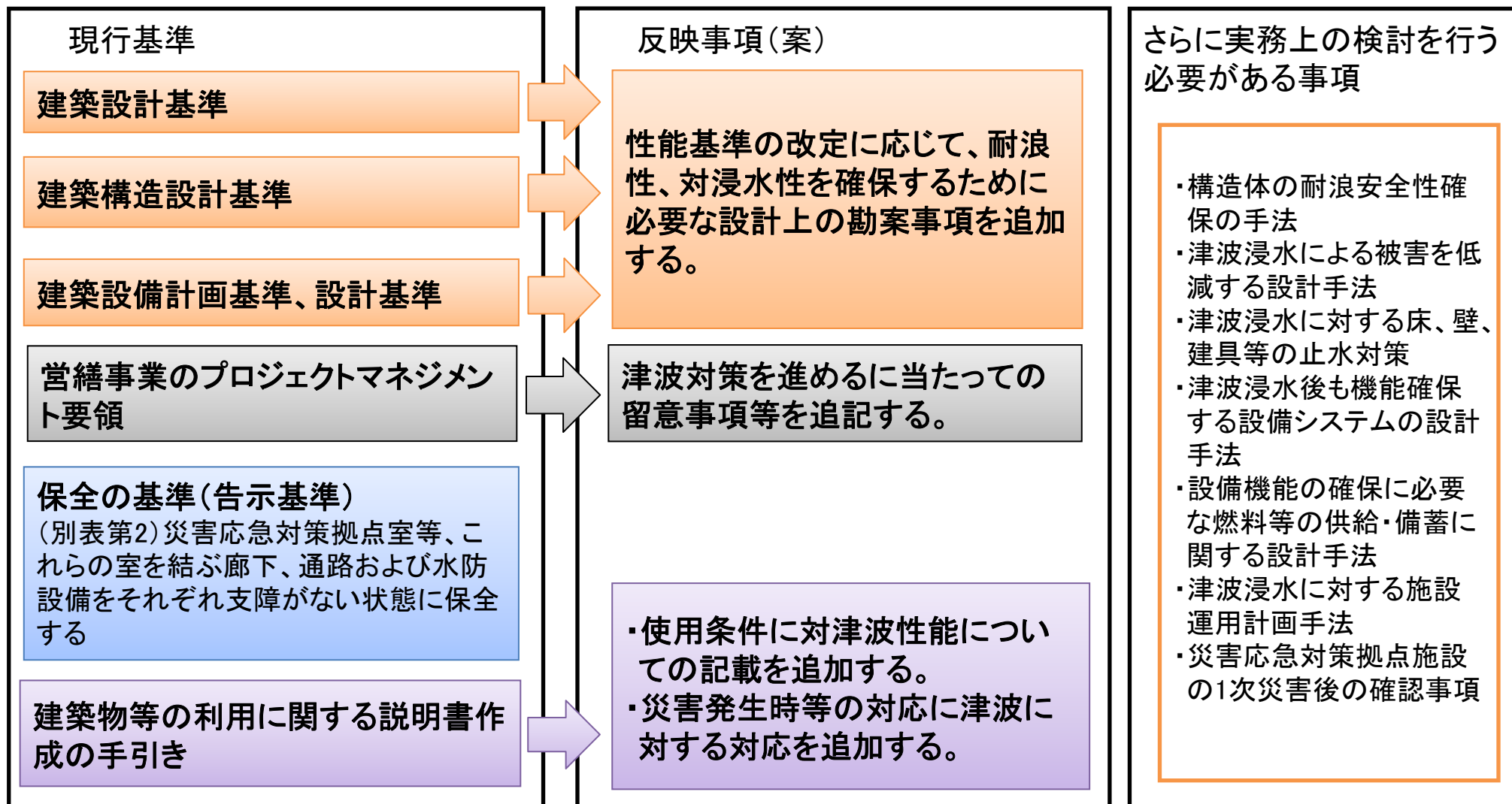
分類	I	II	III	IV
対象	大規模な水害の発生時に一時的な避難場所として利用される室等	活動拠点室等、活動上重要な設備室などの災害応急対策活動のために使用する室等	大規模な水害の発生時でもなお損失等が許されない財産・情報等を保管する室	一般室
最大クラスの水害に対する性能	当該室等への避難による人命の安全を確保	災害応急対策活動等を円滑に行う上で支障となる被害を防止	保管する財産・情報の損失等の防止と人命の安全を確保	人命の安全を確保
最大クラスの水害への対策	・安全な場所へ避難できるよう、経路の確保等の措置を講じる。 ・感電防止のための措置を講じる。 ・危険物の流出を防止する措置を講じる。			
	「最高水位」より高い位置にある階に配置し、かつ屋外階段等の避難経路、構造体の安全性を確保する。	原則として、「最高水位」より高い位置にある階に配置し、やむを得ない場合は、浸水を防止する措置及び侵入した水を排出可能な措置等を講じる。また、構造体の安全性を確保する。	原則として、「最高水位」より高い位置にある階に配置し、やむを得ない場合は、浸水を防止する措置及び侵入した水を排出可能な措置等、または保管上の措置を講じる。また、構造体の安全性を確保する。	—
比較的発生頻度の高い水害に対する性能	水害後の業務再開の支障となる浸水を防止			
比較的発生頻度の高い水害への対策	「発生水位」より低い位置にある階への浸水を防止する措置が講じるか、建築物への浸水が発生した場合であっても、早期の業務再開が可能となるよう考慮された室配置とする。			

「最高水位」：最大クラスの水害により生じる、施設が立地する場所において想定される最高の水位（建築物への衝突により上昇する水位を含む。）

「発生水位」：比較的発生頻度の高い水害により生じる、施設が立地する場所において想定される水位

関連基準への反映方針（案）

2. 津波に対して庁舎が有すべき機能について（3）



関連基準への反映方針（案）

3. 長周期・長時間地震動への対策について

4. 大地震動後の損傷程度の速やかな把握について

3. 長周期・長時間地震動への対策について

（視点） 超高層建物等については、長周期・長時間地震動に対する安全性の確認を追加するとともに、長時間地震動や複数回の地震動による構造体への損傷の蓄積を考慮し、安全に継続使用する上で合理的な方法を選択する。

4. 大地震動後の損傷程度の速やかな把握について

（視点） 被災後の安全性を速やかに確認することが困難な超高層建物について、確認のための手段を講じる。

現行基準

官庁施設の総合耐震計画基準

（高層建築物）高さ60mを超える高層建築物の耐震安全性は、大地震動に対しても、官庁施設の機能が確保されることを目標とし、計画に当たっては、原則として、時刻歴応答解析を行って、振動性状等を確認する。

建築構造設計基準

建築物等の利用に関する説明書作成の手引き

反映事項（案）

超高層建物等に関して、長周期・長時間地震動に対する安全性の確認を行うことを追加する。

- ・長時間地震動や複数回の地震動による構造体への損傷の蓄積について考慮することを追加する。
- ・超高層建物、免震構造、制振構造について、被災状況の把握方法に関する事項を追加する。

災害発生時等の対応に被災状況の把握方法に関する事項を追加する。

さらに実務上の検討を行う必要がある事項

- ・長周期・長時間地震動に対する設計クライテリア
- ・長周期地震動の検討に用いる地震波の選定方法
- ・地震計の設置に関する方針

関連基準への反映方針（案）

5. エレベーターの防災機能強化について

6. ライフラインの途絶対策について

5. エレベーターの防災機能強化について

（視点）高層建物について、長周期・長時間地震動発生時の継続使用のため、エレベーターの長期停止を避ける。

6. ライフラインの途絶対策について

（視点）想定する被害に応じたライフラインの復旧見込みを踏まえ、災害後に必要とされる設備機能の確保に必要な備蓄及び補給のための措置を講ずる。

現行基準

官庁施設の総合耐震計画基準

◆エレベーター設備は、十分な耐震性能を有し、人命に対する安全が確保され、早期復旧が可能なものでなければならない。

◆ライフラインの途絶に備えた対策を検討

・商用電力の途絶対策に配慮

・飲料用水及び雑用水を相当期間分確保

・敷地外への放流が不能となった場合でも相当期間の排水機能を確認

・ライフライン復旧までの相当期間に必要な熱源用エネルギーの量を確保

建築設備計画基準、設計基準

建築物等の利用に関する説明書作成の手引き

反映事項（案）

・エレベーターの長周期・長時間地震動対策に関する事項を追加する。

・ライフライン途絶時の設備機能の確保に必要な燃料・水等の確保について配慮すべき事項を明示にする。

使用条件及び使用方法に施設整備の段階で考慮された措置内容についての記載を追加する。

さらに実務上の検討を行う必要がある事項

運用管理を含めたエレベーターの早期復旧方策

関連基準への反映方針（案）

7. 非構造部材の損傷程度について

8. 家具・什器の転倒防止への配慮について

7. 非構造部材の損傷について

（視点）非構造部材に関し、災害応急対策を行う活動拠点室等において、地震動後の活動に支障となる被害の発生を防ぐ。その他の室等については、地震動後迅速に避難できる安全性を確保する。

8. 家具、什器の転倒防止への配慮について

（視点）施設整備において、家具、什器が適切に固定できるように配慮し、何らかの措置を講じた場合は、固定の方法等の措置の内容が各担当者に伝達されるようにする。

現行基準

官庁施設の総合耐震計画基準

◆（A類）大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行う又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しない。

（B類）大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。

◆家具又は備品類の固定に配慮し、適切に補強その他の必要な措置を講ずる。

建築設計基準

建築物等の利用に関する説明書作成の手引き

反映事項（案）

- ・各非構造部材について、活動に支障となる被害の発生を防ぎ、迅速に避難できる安全性の確保を妨げないよう配慮すべきことを明示する。
- ・家具、什器の適切な固定位置をあらかじめ設計し明示する等の配慮について追加する。

使用方法に施設整備の段階で考慮された固定の方法等の措置内容についての記載を追加する。

さらに実務上の検討を行う必要がある事項

一般事務室における天井の落下防止対策の手法

関連基準への反映方針（案）

9. 庁舎敷地の液状化対策について

（視点）建物地盤の対策に加えて、避難路や屋外管路下についての液状化対策を行う。

現行基準

官庁施設の総合耐震計画基準

災害応急対策活動に必要な官庁施設の配置は、敷地地盤の変動によるライフラインの途絶を防止するため、防災上、適度な引き込み距離が確保できるよう計画

建築設計基準／ 構内舗装・排水設計基準

建築設備計画基準、設計基準

反映事項（案）

災害応急対策活動に必要な屋外通路及び避難路の確保について追加する。

- ・応急対策活動に必要な屋外通路及び避難路について、必要に応じて液状化対策を行うことを追加する。
- ・屋外埋設配管の下の地盤について、必要に応じて液状化対策を行うことを追加する。

屋外埋設配管・タンク等の下の地盤について、必要に応じて液状化対策等を行うことを追加する。

さらに実務上の検討を行う必要がある事項

- ・液状化による災害応急対策活動経路等の舗装沈下対策
- ・埋設配管、タンクなどの土中埋設物の浮上防止対策及び洗掘対策
- ・地盤沈下による建物導入部等の配管の破断防止対策